

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 86 号

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「又は条例別表第1」を「, 条例別表第2備考15」に、「特定利用」を「利用又は室内野球練習場」に改め、同項第3号中「室内野球練習場」の右に「(野球場と併用する場合を除く。)」を加える。

第2条 京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「別表第1の左欄」に、「当該各号」を「同表の右欄」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「利用日」を「利用しようとする日(以下「利用日」という。)」に改める。

第7条第4項中「別表の」を「別表第2の」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第4条関係)

区	分	受付を開始する日
(1)	特定施設の全面利用又は野球場に係る申請(2)の項及び(3)の項に掲げる申請を除く。	優先的競技会のためにするもの 利用日の属する年度の前年度の12月1日
		利用日が4月1日から9月30日までであるもの 利用日の属する年度の前年度の1月5日

		その他のもの	利用日が10月1日から翌年の3月31日までであるもの	利用日の属する年度の7月1日
(2)	1時間を単位とする補助競技場の全面利用に係る申請			利用日の属する月の2箇月前の月の初日
(3)	条例別表第2備考15に規定する野球場の利用に係る申請			利用日の属する月の2箇月前の月の初日
(4)	室内野球練習場に係る申請	野球場と併用するもの		利用日の属する月の2箇月前の月の初日
		その他のもの		利用日の属する月の前月の初日

備考 「優先的競技会」とは、次の要件を満たしている競技会のうち別に定めるものをいう。

- (1) 本市におけるスポーツの振興に著しく寄与すること。
- (2) 開催の準備に相当の期間を要するため、早期に利用日を決定することを要すること。

附 則

この規則中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)